

## 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の充実

被害者が自立して生活することを促進するため、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、関係機関が連携して被害者を支援する必要があります。

中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所は、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護、関係する子どもの就学等について、被害者への情報提供、助言を行うほか、市町村、関係機関と積極的に連携を図るとともに、必要に応じ、市町村等への助言などに努め、被害者の自立を総合的に支援します。

また、住民に最も身近な行政主体である市町村が果たす役割は大きく、被害者の自立に向けた継続的な支援を行う窓口が明確化され、福祉や教育、健康保険、住宅その他の各窓口と連携して被害者の自立を支援できる体制を整えることが重要です。

### 【重点目標1】 福祉制度を活用した支援の充実

住居や職業、経済的基盤など、今までの生活基盤を失った被害者が自立して新しい生活に踏み出す際には、最低限度の生活を維持するために、生活保護制度の適用を必要とする場合があります。また、その他の各種福祉施策を活用することで、その自立を助けることができます。

配偶者からの暴力による被害者の生活の再建が円滑に行われるよう、配偶者暴力防止法において福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

#### 【現在の主な取組】

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者がそれまでの生活を離れ新たな場所で生活するための、生活保護制度をはじめとした様々な支援策について、被害者に対し情報提供を行っている。  
(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 配偶者暴力相談支援センターは、子どもとともに生活する被害者に対し、事案に応じ、母子生活支援施設、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付等の情報提供を行っている。  
(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 女性相談所は、被害者が必要とする様々な福祉制度による支援について、配偶者からの暴力による被害者がおかれた特殊な状況に配慮が得られるよう、関係機関に働きかけている。(児童家庭課)

○福祉事務所は、事案に応じ、被害者の安全確保に留意しながら、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行います。

○母子自立支援員は、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行います。

○配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して、状況に応じ、生活保護制度の適用について福祉事務所に相談するように情報提供を行います。

また、子どもとともに生活する被害者に対し、事案に応じ、母子生活支援施設、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付等、活用できる福祉施策について情報提供を行います。

## 【重点目標2】 就業支援の充実

被害者の自立を支援する上では、被害者の経済的基盤を確保することが必要であり、被害者に対する就業支援が極めて重要です。

このため、関係機関が連携して、被害者に対し、就業支援情報の提供や、制度活用の働きかけを行うなど、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に努めることが必要です。

### 【現在の主な取組】

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、就業に関する情報を提供するとともに、女性相談所においては、公共職業安定所への同行支援等を行っている。(児童家庭課)
- 公共職業訓練に関する情報を配偶者暴力相談支援センターに提供している。(職業能力開発課)
- 母子家庭の母等を対象とした職業訓練を、託児サービス等にも配慮して実施している。  
(職業能力開発課)
- 「やまなし・しごと・プラザ」での就職相談や「人材紹介バンクやまなし」における無料職業紹介など、雇用関連サービスを広く提供している。(労政雇用課)
- 女性を対象とした再就職支援事業(セミナー、カウンセリング、ガイダンス)を開催し、その情報を配偶者暴力相談支援センターに提供している。(労政雇用課)

### 今後の取組

- 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行います。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を積極的に促します。(児童家庭課)
- 母子家庭の母等を対象とした職業訓練をはじめ、配偶者からの暴力の被害者の自立に有効な職業訓練の情報を、配偶者暴力相談支援センター等を通じ被害者に提供していきます。  
(職業能力開発課)
- 「やまなし・しごと・プラザ」において、就職相談や無料職業紹介など、雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、配偶者からの暴力の被害者の自立に有効な情報を、配偶者暴力相談支援センター等を通じ被害者に提供していきます。(労政雇用課)
- 女性相談所は、必要に応じ、公共職業安定所等への同行支援を行うなど、きめ細やかな支援に努めます。(児童家庭課)

### 【重点目標3】 住宅確保に係る支援の充実

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要です。

配偶者からの暴力の被害者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める住宅確保要配慮者に含まれ得るものであることを踏まえ、被害者が自立して生活できるよう、受け皿となる住宅を確保するための支援が必要です。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ住宅の確保について、情報提供を行うことが必要です。

#### 【現在の主な取組】

(住宅課)

- 配偶者からの暴力被害者の自立支援のため、県営住宅への入居に配慮している。

■新規募集住宅への優先入居の実施(H18.2山梨県営住宅優先入居取扱要綱改正)

■入居資格要件の緩和

- ・所得要件の算定上、離婚が成立していない場合でも離婚状態とみなす。
- ・連帯保証人の所得要件の緩和。
- ・単身入居を認める。(H18.2山梨県営住宅優先入居取扱要綱改正)

- 配偶者からの暴力被害者の自立支援のため、目的外使用により、県営住宅を活用している。

#### 今後の取組

- 女性相談所は、事案に応じ、住宅の確保について情報提供を行います。(児童家庭課)

- 被害者が県営住宅への入居を希望する場合は、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。(住宅課)

- 被害者が目的外使用できる県営住宅の住戸を確保するとともに、その拡大を図ります。

(住宅課)

- 福祉部局、配偶者暴力相談支援センター等を通じ、配偶者からの暴力における被害者が、県営住宅に速やかに入居できるよう、空き家情報の提供を行います。(住宅課)

## 【重点目標4】 子どもに対する支援の充実

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学や保育等に関する問題は、極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ同居する子どもの就学や保育について情報提供することが必要です。

### 就 学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがされています。

また、配偶者からの暴力の被害を受けた子どもは、心理的虐待、転居や転校をはじめとする生活の変化等により、心身に大きな影響を受けていることが多く、必要に応じ、学校生活等において、スクールカウンセラー等による心理的なケアを行う必要があります。

さらに、配偶者暴力相談支援センターは、学校生活において被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするために、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修の場を通じて周知徹底を図ることが必要です。

### 保 育

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっています。

国は、母子家庭等の子どもの保育所への優先的入所について、引き続き配慮を求めており、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への入所が可能であること、並びに、被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合、その収入の実態に応じた適切な保育料の徴収を行うことなどについても、市町村に対して周知徹底を図っています。

また、ファミリーサポートセンターや子育て短期支援事業等、保育所以外の保育サービスについても、市町村の実施状況を踏まえ、被害者の状況に応じて情報提供を行うことが必要です。

さらに、被害者の子どもが、保育所等で適切な支援を受けられるようにするため、被害者の子どもと日常的に接することが多い保育士等の保育関係者に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修の場を通じて周知徹底を図ることが必要です。

### **【現在の主な取組】**

- 被害者の保護と自立の支援を図るため、被害者の状況に応じ、同居する子どもの就学や保育について被害者への情報提供を行っている。(児童家庭課)
- 児童生徒に関する情報等に対する守秘義務の徹底や子どもの安全確保について、管理職研修や生徒指導主事研修等の際に、趣旨や概要を周知している。(義務教育課)
- 必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる子どもの心のケアを実施している。  
(義務教育課)(高校教育課)

### **今後の取組**

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護と自立の支援を図るため、同居する子どもの就学や保育について、被害者への情報提供を行います。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 配偶者暴力相談支援センターは、子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法に基づく定期の予防接種や母子保健法に基づく健診が受けられることについて、被害者への情報提供を行います。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 子どもと日常的に接することが多い保育士等の保育関係者に対し、様々な研修等の場を通じて、児童虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、周知徹底を図ります。(児童家庭課)
- 加害者に対し、裁判所が被害者の子どもへの接近禁止命令を発令することも可能なため、そうした制度の趣旨や概要について、教育委員会や学校、保育所等への周知を図ります。  
(児童家庭課)
- 接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。(児童家庭課)(警察本部)
- 教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、次のことを行います。  
(義務教育課)(高校教育課)
  - 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図ります。
  - 子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。
  - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境の整備に努めます。
  - 子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者等に対し、様々な研修等の場を通じて、児童虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。

## 【重点目標5】 被害者に対するその他の適切な情報提供・取組

被害者の自立に際しては、今までに記載した事項を含め、生活全般にわたる様々な事項についての情報提供が必要となります。

### 【現在の主な取組】

- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護と自立の支援を図るため、被害者の状況に応じ、様々な情報提供を行い、関係機関との連携を図っている。(男女共同参画課)(児童家庭課)

### 今後の取組

○配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項（医療保険、年金、住民基本台帳の閲覧等の制限措置のための手続き、外国人登録原票の取扱い、子どもの予防接種や健診等における支援についての情報提供※）を適切に行い、具体的な手続きを助言します。また、各種手続きについて、市町村や関係機関との連絡調整を行います。

（男女共同参画課）（児童家庭課）

○配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、法テラス山梨などの法律相談窓口に関する情報や、介護サービス、障害者の居住についてのサービス、一般旅券の申請についての情報を提供します。（男女共同参画課）（児童家庭課）

○被害者同士が体験や感情を共有し、情報交換を行う自助グループに参加することが、被害者の自立に際し有効であるため、女性相談所は、グループの情報提供や、グループづくりの支援を行います。（児童家庭課）

## ※情報提供の内容について

(「住民基本台帳閲覧制限」の内容については【重点目標6 関係機関との連絡調整と情報の保護】に記載しています。)

### 医療保険

- ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。
- イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。
- ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。
- エ 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所等が発行すること、また、子ども等の家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。
- オ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。
- カ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。
- キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

### 年 金

- ア 被害者が国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要となること。
- イ 上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。
- ウ 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。
- エ また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。
- オ 国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が社会保険事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、社会保険事務所において相談すること。
- カ 配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、社会保険事務所において、その旨を相談すること。

### 子どもの予防接種・健診

子どもとともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法に基づく定期の予防接種や、母子保健法に基づく健診が受けられること。

## 【重点目標6】 関係機関との連絡調整と情報の保護

被害者は、「配偶者からの暴力」という重大な人権侵害により、やむを得ずそれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立した生活をしていくことを余儀なくされています。

また、被害者が自立した生活を始めるに当たっては、就業機会の確保、住宅や生活費用の確保、子どもの就学の問題など、複数の課題を同時に抱えていることが多く、その課題解決に関わる行政機関等は多岐にわたります。それらの機関が認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから関係機関との連絡調整は極めて重要です。

支援に当たっては、被害者の特殊な状況を各関係機関が十分理解し、認識を共有しながら、被害者の意思を尊重して、様々な制度の利用や公的サービスを迅速かつ継続的に講ずることができるよう連携していくことが必要であり、県関係機関のほか、特に住民に最も身近な行政主体である市町村の関係窓口で円滑な連携が行われることが重要です。

また、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、自立支援の各段階においても、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地など、被害者に関する情報の管理には細心の注意が必要です。

### 【現在の主な取組】

- 「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催し、情報交換をするなど、互いに認識を共有しながら、連携を図っている。(男女共同参画課)
- 「配偶者からの暴力被害者(DV)被害者相談マニュアル」を配付するとともに、市町村担当者会議を開催した。(児童家庭課)
- 一時保護を行った被害者の自立支援については、必要に応じ、関係機関の関係者と支援検討会議を開催している。(児童家庭課)
- 加害者に、被害者の避難先等の情報が漏れないよう、支援関係者間の情報のやりとりに注意を払うとともに、相談の問い合わせ等の際の返答にも注意を払っている。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 被害者に対しては、転居先の住所を加害者に知られないための住民基本台帳の閲覧制限等の措置について情報提供を行っている。(男女共同参画課)(児童家庭課)

### 今後の取組

(児童家庭課)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関が、互いに認識を共有し、連携を図るため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催します。

○女性相談所は、被害者の自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集め、実務者会議を開催し、自立支援の連携ネットワーク化を図るとともに、必要に応じ、具体的な事案に即した個別ケース検討会議を開催します。

○女性相談所は、あらかじめ関係機関と協議の上、被害者の相談内容や希望する支援の基本的事項を記入する共通の様式を設け、被害者が自立支援を受けるための複数の窓口における手続きを、並行して進められるようにします。

○女性相談所は、必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図ります。

○女性相談所は、被害者の支援に関わる機関に対し被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけるとともに、必要に応じ、被害者の情報を扱う関係機関に対し、関係部署と連携して、住民基本台帳の閲覧制限措置や外国人登録原票の写しの請求等に対する適正な取扱いなど、被害者に関する情報保護（※）の徹底を呼びかけます。

## ※情報保護の内容について

### 住民基本台帳の閲覧等の制限

#### (ア) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

#### (イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター等の意見を聴き、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

#### (ウ) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」(住民基本台帳法第12条及び第20条)があるもの又は同法第11条の2に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

#### (エ) 関係部局における情報の管理

住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

### 外国人登録原票の取扱い

外国人登録原票は、原則として非公開であり、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付については、当該外国人の代理人又は同居の親族等のみ請求できることとなっているため、住民基本台帳のような、閲覧等の制限の措置は講じられていない。

市町村の外国人登録担当部局においては、外国人登録原票の写しの請求等に際して、身分を証明する書類の提示を求めるなど、請求者が同居の親族等に該当することの確認を厳格に行うことが必要である。また、外国人登録原票に基づき事務の処理を行う部局に対し、外国人登録原票が原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。